



WIDE ワイド

オーナー様にさらにあんしんのオプションプラン

家賃保証に家主費用・利益保険が自動付帯された充実のプラン。
入居者様の孤独死・自殺・犯罪死に際し、オーナー様の損害も補償します。

■保証範囲について

保証対象	保証限度額
1. 月額賃料等(家賃、共益費、変動費、駐車場代などを含む) 2. 更新料 3. 建物明渡し時の原状回復費用 4. 賃貸借契約の解除に係る賃料等損害金 5. 物件明渡しに要した訴訟費用等の損害金 6. 明渡し訴訟に係る残置物の撤去、処分費用 7. 早期解約損害金(但し賃料等の2ヶ月分以内) 8. 退去予告義務違反に係る違約金等(但し賃料等の2ヶ月分以内)	月額賃料等の (共益費・駐車場代などを含む) 24ヶ月分 もしくは100万円のいずれか 大きい金額

■家主費用・利益保険について

上記の保証とは別に居室内で入居者様の孤独死^(注1)・自殺・犯罪死が発生した場合、次の補償が付帯されます。

死亡事故の発生したお部屋はもちろん、隣接したお部屋の空室期間の家賃や
値引期間の家賃減少額などの喪失利益をワイドに補償。
原状回復費用の支払限度額も100万円までと充実。
オーナー様が負担した原状回復費用等についても補償するあんしんなプランです。

補償項目	補償内容	対象期間	支払限度額
家賃補償	空室期間	賃貸借契約解約日から12ヶ月以内	月額家賃 ^(注2) ×80%
	値引期間		月額家賃 ^(注2) 減少額×80%
	隣接賃貸住宅空室期間 ^(注3)	事由発生日から6ヶ月以内	月額家賃 ^(注2) ×10% ^(注4)
	隣接賃貸住宅値引期間 ^(注3)		月額家賃 ^(注2) 減少額×10% ^(注4)
原状回復費用	敷金を超える原状回復費用を補償		100万円
事故対応費用	遺品整理費用、遺族との通信費、弁護士相談費用等		20万円

(注1)孤独死とは、居住者が一人暮らしの場合において、その居住者が誰にも看取られることなく、その居住者の賃貸住宅内で死亡することをいいます。

(注2)月額家賃とは賃貸借契約上の家賃のみとなります。

(注3)隣接賃貸住宅とは、事由の発生した賃貸住宅と接触する壁面のある上下左右の賃借戸室で、且つ家主が賃貸住宅と同一の賃借戸室をいいます。

(注4)隣接賃貸住宅空室期間に対する家賃補償と隣接賃貸住宅値引期間に対する家賃補償とあわせて100万円限度とします。

※本内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款及び、特約等に基づきます。